令和６年第１回潟上市議会定例会会議録（４日目）

○開　会　　令和６年　３月２２日　午後　１：３０

○散　会　　午後　２：２０

○出席議員（１７名）

１番　菅　原　理恵子	２番　鈴　木　壮　二	３番　藤　原　仁　美
４番　戸　田　俊　樹	６番　澤　井　昭二郎	７番　堀　井　克　見
８番　藤　原　典　男	９番　中　川　光　博	１０番　鈴　木　　司
１１番　菅　原　秀　雄	１２番　石　井　和　人	１３番　西　村　　武
１４番　鐙　　仁　志	１５番　菅　原　龍太郎	１６番　伊　勢　　潤
１７番　佐　藤　敏　雄	１８番　小　林　　悟	

○欠席議員（０名）

○説明のための出席者

市　　長	鈴　木　雄　大	副　市　長	鎌　田　雅　人
教　育　長	工　藤　素　子	総務部長	千　葉　秀　樹
市民生活部長	菅　生　　司	福祉保健部長兼福祉事務所長	櫻　庭　　仁
産業振興部長	小　野　貴　宏	建設部長	畠　山　　修
教育部長	佐々木　　渉	総務課長	古　仲　　淳
企画政策課長	安　田　秀　樹	財政課長	伊　藤　　強
教育総務課長	齊　藤　栄　子		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	宮　﨑　久　春	議会事務局次長	澁　谷　睦　子

令和６年第１回潟上市議会定例会日程表（第４号）

令和６年３月22日（４日目）午後１時３０分開会

会議並びに議事日程

日程第　１	議案第　２号	潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
日程第　２	議案第　３号	潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　３	議案第　４号	潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　４	議案第　５号	潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　５	議案第　６号	潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　６	議案第　７号	潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　７	議案第　８号	潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　８	議案第　９号	潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　９	議案第１０号	潟上市漁港管理条例の一部を改正する条例（案）について
日程第１０	議案第１１号	潟上市都市公園条例の一部を改正する条例（案）について
日程第１１	議案第１２号	潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について

日程第１２　議案第１３号　潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

日程第１３　議案第１４号　潟上市監査委員条例の一部を改正する条例（案）について

日程第１４　議案第１５号　潟上市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）について

日程第１５　議案第１６号　令和５年度潟上市一般会計補正予算（第１３号）（案）について

日程第１６　議案第１７号　令和５年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）（案）について

日程第１７　議案第１８号　令和５年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）（案）について

日程第１８　議案第１９号　令和５年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）（案）について

日程第１９　議案第２０号　令和５年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第２号）（案）について

日程第２０　議案第２１号　令和５年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第１号）（案）について

日程第２１　議案第２２号　令和５年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第１号）（案）について

日程第２２　議案第２３号　令和５年度潟上市下水道事業会計補正予算（第４号）（案）について

日程第２３　議案第２４号　令和６年度潟上市一般会計予算（案）について

日程第２４　議案第２５号　令和６年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

日程第２５　議案第２６号　令和６年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について

日程第２６　議案第２７号　令和６年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について

日程第２７　議案第２８号　令和６年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について

日程第２８	議案第２９号	令和６年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
日程第２９	議案第３０号	令和６年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
日程第３０	議案第３１号	令和６年度潟上市水道事業会計予算（案）について
日程第３１	議案第３２号	令和６年度潟上市下水道事業会計予算（案）について
日程第３２	陳情第　１号	公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情
日程第３３	陳情第　２号	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
日程第３４	陳情第　３号	「あきたこまち」の「あきたこまちＲ」への全面切り替え計画に関する陳情書
日程第３５	陳情第　４号	あきたこまちＲについての陳情書
日程第３６	発議第　２号	潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について

午後　１時３０分　開会

○議長（小林　悟）　傍聴席の皆様、ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第１　議案第２号　潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）について　から　日程第３５　陳情第４号　あきたこまちＲについての陳情書まで】

○議長（小林　悟）　次に、日程第１、議案第２号　潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてから日程第35、陳情第４号　あきたこまちＲについての陳情書までを一括議題とします。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案並びに陳情については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。

令和５年度各会計補正予算（案）並びに令和６年度各会計予算（案）については、予算特別委員会委員長の報告の後、討論、採決を行います。

報告の順は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

【総務文教常任委員長の報告】

○議長（小林　悟）　最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。10番鈴木総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木　司）　令和６年第１回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告いたします。

審査年月日　令和６年３月11日（１日間）

出席委員　戸田俊樹、堀井克見、小林　悟、西村　武、鈴木　司

説明当局　副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長

書記には、総務部企画政策課　菅原亨介さんにお願いしました。

審査の経過と結果についてであります。

議案第２号　潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改

正する条例（案）についてであります。

本条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について定めるため、関係条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、人件費全体に占める割合はどの程度になるかとの質問があり、当局からは、当初予算に計上している会計年度任用職員の数は、特別会計を含めると256人で、そのうち勤勉手当の対象となる職員は207人です。勤勉手当支給による影響額は約6,300万円、0.3パーセント増加すると見込んでいますとの回答がありました。

また委員からは、任用期間が６か月に達しない職員に対しての勤勉手当支給についての質問があり、当局からは、６か月未満の場合、勤勉手当は支給されませんが、報酬や通勤手当は支給されますとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第３号　潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号　潟上市監査委員条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号　潟上市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、潟上市立天王小学校及び潟上市立東湖小学校の統合に伴い、潟上市立東湖小学校を廃止するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、令和６年度はどの学年が複式学級となり、教員の配置はどのようになるのかとの質問があり、当局からは、複式学級となるのは２年生と３年生。複式学級に配置される教員は１名ですが、統合加配により、さらに１名が東湖小学校に配置されますとの回答がありました。

また委員からは、地域や学校関係者からの意見をくんでいるかとの質問があり、当局

からは、今年度中に５回の学校統合準備委員会を開催し、地域や学校関係者から意見を聞いていますとの回答がありました。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（小林　悟）　ただいま委員長から報告のありました議案第２号　潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、議案第２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３号　潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、議案第３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号　潟上市監査委員条例の一部を改正する条例（案）について質疑を

行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号　潟上市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立多数です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

【社会厚生常任委員長の報告】

○議長（小林　悟）　次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。１番菅原社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（菅原理恵子）　令和６年第１回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

１．審査年月日　令和６年３月11日（１日間）

２．出 席 委 員　鈴木壮二、澤井昭二郎、中川光博、菅原秀雄、鐙　仁志、

菅原理恵子

３．説 明 当 局　市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長

４．書　　記　福祉保健部子育て応援課　藤原悦子さんにお願いしております。

５．審査の経過と結果について。

議案第４号　潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、介護保険法の規定に基づく第９期潟上市介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、令和６年度から令和８年度までの保険料率等を定めるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、基金取り崩しについて質問があり、当局からは、令和６年度から８年度までの基金取り崩し額は9,165万円を計画しており、取り崩し分は65歳以上の保険料に充当しているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第５号　潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、指定地域密着型サービス事業の運営に関する基準等を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、施行日について質問があり、当局からは、令和６年４月１日施行については書面の関係部分。重要事項をウェブサイト上に掲載しなければならないという規定が１年後の令和７年４月１日施行との回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第６号　潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、指定地域密着型介護予防サービス事業の運営に関する基準等を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第７号　潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、指定介護予防支援等事業の運営に関する基準等を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８号　潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正により、指定居宅介護支援等事業の運営に関する基準等を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９号　潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等により、運営規程等重要事項に係る公衆の閲覧について定める等のため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（小林　悟）　これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第４号　潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、議案第４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５号　潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第５号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、議案第５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第６号　潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第６号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、議案第６号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第７号　潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第７号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、議案第７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第８号　潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第８号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、議案第８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第９号　潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第９号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、議案第９号は委員長の報告のとおり可決されました。

【産業建設常任委員長の報告】

○議長（小林　悟）　次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。３番藤原産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤原仁美）　令和６年第１回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

１．審査年月日　令和６年３月11日（１日間）

２．出 席 委 員　石井和人、菅原龍太郎、伊勢　潤、佐藤敏雄、藤原典男、藤原仁美

３．説 明 当 局　産業振興部長、建設部長、各関係課長

４．書　　記　産業振興部商工観光振興課　高橋華純さんにお願いしております。

５．審査の経過と結果

議案第10号　潟上市漁港管理条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律による漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号　潟上市都市公園条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、飯田川南公園グラウンドの施設整備により、規定を整理するため、条例の

関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号　潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、具体的に改正された点について質問があり、当局からは、「接近禁止命令」や「退去等命令」等の用語や定義が明確に定められたことによるものと回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号　潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第１号　公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情。

本陳情は、公契約条例を制定し、ダンピング受注を廃して適正価格による発・受注を実施し、労働者の労働条件を改善することを求めるものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第２号　「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。

本陳情は、最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し抜本的な引き上げ及び中小企業支援策拡充の実現を国に求めるものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第３号　「あきたこまち」の「あきたこまちＲ」への全面切り替え計画に関する陳情書。

本陳情は、あきたこまちＲへの全面切り替え方式を見直し、これまでのあきたこまちの生産を継続できることを求めるものです。

委員からは、あきたこまちＲについて農家への説明が不足との意見があり、継続審査にするべきとの意見がありました。

本陳情は、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

陳情第４号　あきたこまちＲについての陳情書。

本陳情は、あきたこまちＲの全面切り替えを延期、または従来のあきたこまちもこれまでどおり残すよう求めるものです。

委員からは、陳情第３号と同様に説明不足との意見があり、継続審査にするべきとの意見がありました。

本陳情は、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（小林　悟）　これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第10号　潟上市漁港管理条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号　潟上市都市公園条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号　潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号　潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第１号　公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第１号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、陳情第１号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第２号　「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第２号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、陳情第２号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第３号　「あきたこまち」の「あきたこまちＲ」への全面切り替え計画に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。16番伊勢　潤議員。

○１６番（伊勢　潤）　16番伊勢　潤でございます。

陳情第３号　「あきたこまち」の「あきたこまちＲ」への全面切り替え計画に関する陳情書に、継続審査に反対の立場から一言申し上げます。

現在、日本の食品衛生法では、米のカドミウム基準値を1.0ｐｐｍ未満と定めていま

すが、今後この基準値の見直しが迫られる可能性があるとされています。

世界保健機構・ＷＨＯと国連食糧農業機関・ＦＡＯの合同組織である食品の安全基準を作るコーデックス委員会では、米のカドミウム国際基準値を0.4ｐｐｍ、米１キログラム当たりカドミウム0.4ミリグラムと定めており、各国の基準の採用を強制することはできないとされていますが、各国間で基準値を超える食品は輸出入を拒否することができるとされています。海外では、より厳しいカドミウム基準値を設定している国が多く、今後、世界基準に合わせて国内基準値が厳しくなることが見込まれており、そういった中で農水省が決定した低カドミウム米を今後日本の主要な品種にしていこうという方針を踏まえてあきたこまちＲは開発されており、今後、海外への販路拡大とともに、将来を見据え、より厳しい基準値になっても安全な米生産ができるように、また、あきたこまちのあきたこまちＲへの切り替えについて、選択性をとることで一部の風評被害等が発生しないようにするためにも、全県的に切り替えることが重要だと考えます。

私は、こういった観点から、この陳情を採択すべきものと考えます。

以上で16番伊勢　潤の反対討論を終わります。

○議長（小林　悟）　次は、継続審査に対する賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第３号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立多数です。したがって、陳情第３号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第４号　あきたこまちＲについての陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第４号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立多数です。したがって、陳情第４号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

【予算特別委員長の報告】

○議長（小林　悟）　次に、予算特別委員長の報告を求めます。７番堀井予算特別委員長。

○予算特別委員長（堀井克見）　それでは、私から報告いたします。

令和６年第１回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告をいたします。

審査年月日　令和６年３月11日、22日、２日間

出 席 委 員　菅原理恵子、鈴木壮二、藤原仁美、戸田俊樹、澤井昭二郎、藤原典男、中川光博、鈴木　司、菅原秀雄、石井和人、西村　武、鐙　仁志、菅原龍太郎、佐藤敏雄、小林　悟、伊勢　潤、堀井克見

説 明 当 局　市長、副市長、教育長、各関係部課長

書記には、議会事務局の三浦元樹さんにお願いいたしました。

審査の経過と結果について。

予算特別委員会に付託された議案第16号　令和５年度潟上市一般会計補正予算（第13号）（案）についてから議案第32号　令和６年度潟上市下水道事業会計予算（案）についてまでを、先般３月の11日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日の午前中には分科会委員長が報告いたしました。

その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただきます。質疑のありました主な点についてのみ報告いたします。

１点目としては、債務負担行為補正額の前回からの比較について。

２点目として、介護保険事業特別会計補正予算における介護保険料の減額理由について。

３点目として、元木山公園陸上競技場工事の工期について。

４点目として、教育指導費の新規事業の内容について。

５点目として、緊急医療等支援事業の内容について。

６点目として、就労準備支援事業の内容についてなどの質疑に対し、それぞれ当局か

ら答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査をするため、各常任委員会による分科会で審査をいたしました。

分科会では全ての審査を終了いたしましたので、本日の22日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本特別委員会に付託された議案第16号から議案第32号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして予算特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林　悟）　これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第16号から議案第32号までについて、これから討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決します。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案第16号から議案第23号までの各会計補正予算（案）については、一括採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第16号から議案第23号までについては、一括採決により採決します。

これから議案第16号から議案第23号までについて一括討論、一括採決を行います。

議案第16号から議案第23号までについて一括討論を行います。

討論のある方は、はじめに議案番号を発言してからお願いします。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号から議案第23号までを一括採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　異議なしと認めます。したがって、議案第16号から議案第23号までの８件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号　令和６年度潟上市一般会計予算（案）について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立多数です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第25号から議案第32号までの各会計予算（案）については、一括採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第25号から議案第32号までについては、一括採決により採決します。

議案第25号から議案第32号までについて一括討論、一括採決を行います。

議案第25号から議案第32号までについて一括討論を行います。

討論のある方は、はじめに議案番号を発言してからお願いします。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号から議案第32号までについて一括採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第32号までの８件は委員長の報告のとおり可決されました。

【日程第３６　発議第２号　潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について】

○議長（小林　悟）　次に、日程第36、発議第２号　潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）についてを議題とします。

発議第２号について、提案者の説明を求めます。２番鈴木壮二議員。

○２番（鈴木壮二）　発議第２号、潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について申し上げます。

提案者は、私、鈴木壮二、賛成者は、堀井克見議員と西村　武議員の２名でございます。

提案理由は、地方自治法の一部改正に伴う標準市議会会議規則の一部改正により、本市議会会議規則の関係部分を改正するものであります。

主な改正内容は、常用漢字の変更に伴う語句の整理及び条文の一部を見直しするほか、議会に係る諸手続のオンライン化を可能とするための規定を新設するものであります。

なお、この規則は、令和６年４月１日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（小林　悟）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第２号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、令和６年第１回潟上市議会定例会を閉会します。

どうもご苦労様でございました。

午後　２時２０分　閉会

令和６年２月２９から令和６年３月２２日まで開催された第１回定例会における会議録の原本に相違ありません。

令和７年６月３日

署　　名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長　　小　林　　悟

〃　署名議員　　佐　藤　敏　雄

〃　署名議員　　菅　原　理恵子